

名張市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例及び名張市介護給付費準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

名張市国民健康保険財政調整基金並びに名張市介護給付費準備基金の積立て等の方法及び運用から生じた収益の繰入れ方法の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

2. 主な改正内容

- (1) 名張市国民健康保険財政調整基金の積立て等は名張市国民健康保険特別会計予算の定めるところにより行うものとし、同基金の運用から生じた収益は同予算に計上することとします。
- (2) 名張市介護給付費準備基金の積立て等は名張市介護保険特別会計予算の定めるところにより行うものとし、同基金の運用から生じた収益は同予算に計上することとします。

3. 施行期日

令和8年4月1日から施行します。